船員法施行規則第30条の許可書

1. 未成年者の氏名及び本籍

氏名

本籍

2. 船員となることを許可した旨

上記の者が船員となることを許可します。

3. 船員となることを許可した年月日

平成　　　年　　　月　　　日

4. 法定代理人の本籍及び住所並びに続柄

本籍

　　　現住所

　　　続柄　父　氏名　　　　　　　　　　　印

　　　続柄　母　氏名　　　　　　　　　　　印

\*法定代理人が両親の場合は父母両方の署名、印鑑が必要です。

\*印鑑登録証明書は不要ですが、父母の印鑑は同一のものでは受付できません。